

諫早市公共施設等総合管理計画

諫 早 市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の位置付け	2
4. 計画の対象施設	2
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	3
1. 公共施設・インフラ施設の現況と課題	3
(1) 公共施設（建物）	3
ア 人口一人当たり延床面積	4
イ 築年別建設状況	5
ウ 耐震化状況	6
エ 劣化状況の特徴	7
(2) インフラ施設（道路・橋梁等）	8
ア 道路・橋梁等の現況	8
イ 人口一人当たりの市道の延長・面積	10
ウ 市道にかかる橋梁の橋長別分布、種別分布	11
エ 市道にかかる橋梁の経過年数の推移	12
(3) インフラ施設（上水道・下水道等）	13
ア 上水道施設	13
イ 下水道施設	14

ウ 工業用水道施設	15
2. 人口の現況と課題	16
(1) 人口の推移と将来人口の推計	16
(2) 地域別人口・世帯数の推移	18
(3) 建設業（事業所数、従業者数）の推移	19
3. 財政の現状と課題	20
(1) 歳入の推移	20
(2) 歳出の推移	21
(3) 公共施設等の更新費用の将来見通し	22
4. 現状や課題に関する基本認識	23
① 公共施設等の老朽化に伴う安全性の確保	23
② 公共施設等に係る財政負担の平準化	23
③ 公共施設等に対する市民のニーズへの対応	24
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	25
1. 計画期間	25
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	25
● 基本方針1 市民の安全・安心を守るための適切な施設管理の実施	
(1) 点検・安全確保の実施	25
(2) 耐震化の実施	26
(3) 防災・減災対策の実施	26

● 基本方針2 計画的な改修による財政負担の平準化等	
(1) 予防保全改修の実施	26
(2) 長寿命化改修の実施	26
● 基本方針3 市民のニーズに即した有効活用、施設の現状に応じた多様な検討	
(1) 市民のニーズに即した有効活用	27
(2) 施設の現状に応じた多様な検討	27
第4章 個別施設計画の策定に関する基本的な方針	28
公共施設等の施設類型ごとの対象施設	29
第5章 計画の推進及び進行管理	30
① 計画の取り組み	30
② 民間活力の導入、各種団体との連携	30
③ フォローアップの実施	30

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

本市は、平成17年3月1日の1市5町の合併によって誕生したまちであり、市が所有する公共施設（建物）^{※1}やインフラ施設（道路、橋梁等）^{※2}については、それぞれの地域のニーズに沿った整備が行われてきました。

また、合併後には、将来を見据えた土台づくりに努め、行政サービスの向上や、重複した公共施設の統合や再編をはじめとした重点化対策を行い、公共施設の適正化を図ってまいりました。

しかしながら、人口減少と少子高齢化社会の到来によって、社会経済情勢は大きく変化し、市民の公共施設等^{※3}に対するニーズに変化が生じております。

また、地方交付税の縮減をはじめ、市の歳入が減少傾向になるなど、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しています。

そうした中で、平成24年12月に発生した中央自動車道におけるトンネル天井板落下事故を契機に、公共施設等の老朽化に対する安全性の確保が大きな課題となり、平成26年4月には、総務省から各地方公共団体に対して、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

これを受け、本市における公共施設等についても、昭和40年～50年代の高度経済成長期に多数建設されたものが、今後ほぼ同時期に耐用年数を迎えることから、老朽化が進む施設の安全対策や維持管理、更新にかかる費用の負担といった課題に適切に対応するため、「諫早市公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

※1 学校、市営住宅、庁舎、体育館、図書館など市が所有する全ての建物が含まれます。

※2 道路、橋梁、上水道、下水道などのインフラが含まれます。

※3 市が所有する公共施設及びインフラ施設を包括して「公共施設等」と言います。

2. 計画策定の目的

本市が所有する公共施設等について、将来にわたり安全性を確保し、時代の変化に対応した有効活用と、維持管理・更新にかかる財政負担の平準化を図りながら、公共施設等を適切に管理していくため、計画を策定するものです。

3. 計画の位置付け

本計画は、平成25年11月29日付のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」の地方公共団体が策定する「行動計画」として位置付けるもので、今後、本計画を踏まえて策定する施設ごとの維持管理の実施計画となる「個別施設計画」の基本的な方向性を示すものです。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第2次諫早市総合計画」の理念のもと、関連計画と連動した計画となるものです。

4. 計画の対象施設

本計画の対象とする施設は、市が所有する全ての建物及び道路、橋梁、上水道や下水道などの全てのインフラ施設※です。

※電気・ガス等の民間が管理するインフラ施設は除きます。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 公共施設（建物）・インフラ施設（道路、橋梁等）の現況と課題

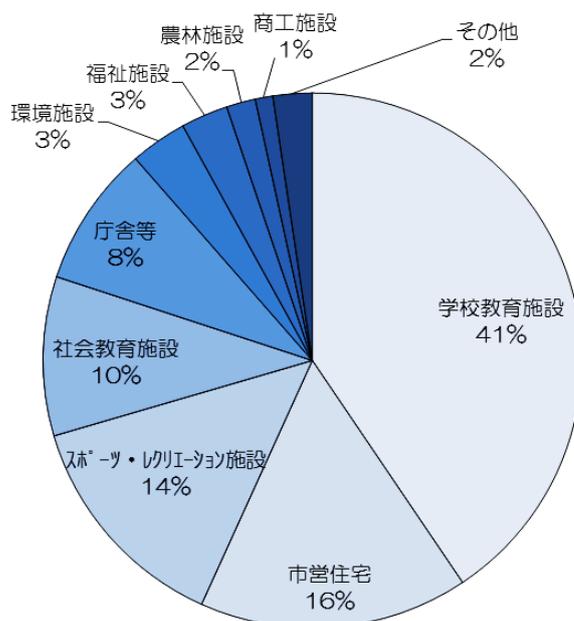
（1）公共施設（建物）

平成28年3月末現在で、市が所有する公共施設（建物）の延床面積は約56.5万㎡であり、その約4割は学校教育施設が占めています。

公共施設の現況

（H28.3.31 現在）

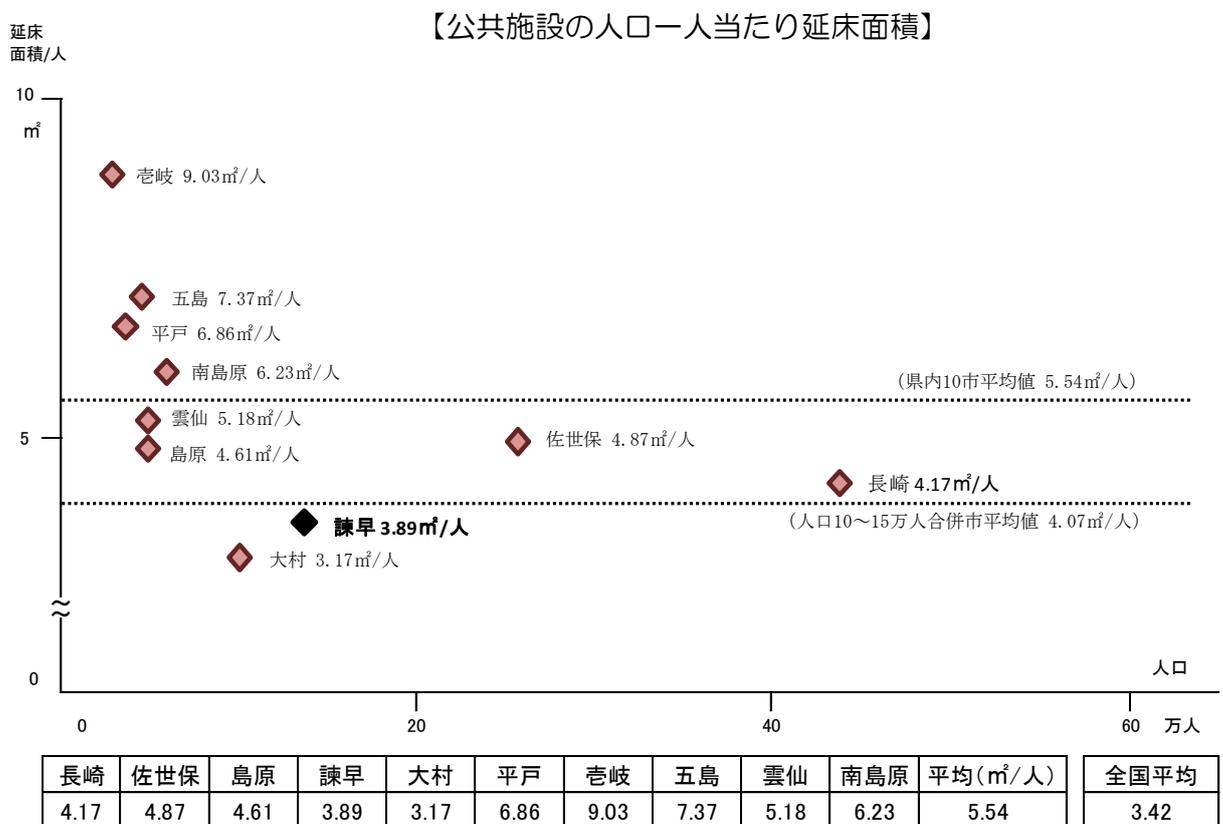
公共施設（建物）		施設数	延床面積(㎡)	面積の割合(%)
分類	施設			
学校教育施設	小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター等	50	229,335.02	41
市営住宅	公営住宅、特定公共賃貸住宅、単独住宅	50	91,417.08	16
スポーツ・レクリエーション施設	体育館、グラウンド、観光施設等	51	77,458.28	14
社会教育施設	文化会館、公民館、図書館等	30	54,362.91	10
庁舎等	庁舎、消防団研修所、水防倉庫等	100	48,245.27	8
環境施設	斎場、墓園、処理施設等	49	19,325.35	3
福祉施設	保育所、学童クラブ等	30	15,984.13	3
農林水産施設	畜産施設、漁港施設、排水機場等	30	9,901.23	2
商工施設	勤労者福祉施設等	5	5,956.07	1
その他	公園、バス停等	185	13,245.91	2
計		580	565,231.25	100.00



ア 人口一人当たり延床面積

市が所有する公共施設（建物）の延床面積は、人口一人当たりに換算すると、3.89㎡（平成22年3月時点）になります。

これは、県内10市の平均値（5.54㎡）より低く、全国的に見ると人口が10万人～15万人の自治体の平均値（3.32㎡：調査99市）を上回っているものの、そのうち合併市の平均値（4.07㎡：調査51市）を若干下回るレベルとなっています。



出典)「全国自治体公共施設延床面積データ(平成22年3月時点:調査対象981市区町村)」

(東洋大学) をもとに作成

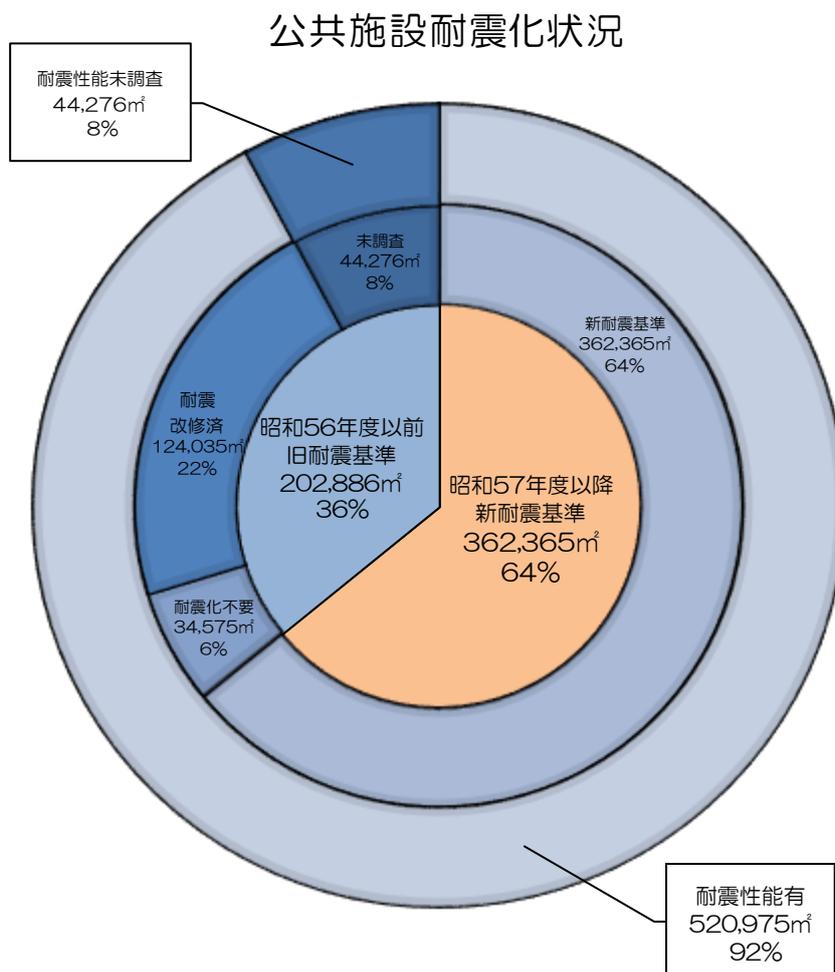
ウ 耐震化状況

本市が所有する公共施設（建物）の耐震化状況について、全体の64%の建物は昭和57年度以降の新耐震基準^{※1}によって建設されています。

残りの昭和56年度以前の旧耐震基準^{※2}により建設された36%の建物のうち、耐震性がある建物が6%、耐震改修済みの建物が22%となっており、約92%の建物が耐震性能を有していることとなります。

※1 新耐震基準：1981年（昭和56年）に耐震基準が大きく改正され、新耐震基準が施行されたもの。新耐震基準では、震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性能となっている。

※2 旧耐震基準：耐震基準は、建物が地震の震動に耐え得る能力を定めるもので、旧耐震基準は、関東大震災の次の年の1924年（大正13年）に、世界に先駆けて日本で施行されたもの。



エ 劣化状況の特徴

本市は、有明海、大村湾、橘湾といった三方向を海に面しており、多良山系から市街地を通過して有明海に注ぐ本明川の下流地帯では、県下最大級の穀倉地帯である諫早平野が形成されています。

こうした地理的特徴は、公共施設（建物）に対して特有の影響を及ぼしており、特に海岸部では潮風等の影響が顕著に見られ、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の施設については、塩害に伴う劣化の進行が著しく、鉄筋の腐食によるコンクリートの爆裂などがみられます。

また、干拓によって埋め立てられた諫早平野の軟弱地盤に建築された施設では、建物本体については十分な基礎工事が行われているものの、基礎工事がなされていない付帯設備については、周囲の地盤沈下によって、損傷が発生している箇所が見られます。

このようなことから、海岸部の施設については、劣化状況を的確に把握し、早めの塗装や防腐処理の実施などによる塩害対策に努める必要があります。

さらに、軟弱地盤にある施設については、沈下状況に適した補修工事を継続的に行い、機能の維持に努める必要があります。

(参 考)

海岸部



35年経過 鉄筋コンクリート造
・海からの潮風に直接さらされ、鉄筋が腐食し劣化が激しい

軟弱地盤



10年経過 木造（基礎は支持杭あり）
・外構部分が沈下している

(2) インフラ施設（道路・橋梁等）

ア 道路・橋梁等の現況

本市が管理する主な道路及び橋梁等の状況は、以下のとおりです。

主な道路・橋梁・トンネルの状況 (H28.3.31現在)

		路線数	総延長	面積
道路	市道	2,474 路線	1,357km	7,358,451 ㎡
	1 級市道	56 路線	124 km	1,263,903 ㎡
	2 級市道	78 路線	120 km	803,294 ㎡
	その他市道	2,340 路線	1,113 km	5,291,254 ㎡
	農道	271 路線	140 km	-
	林道	71 路線	156 km	606,627 ㎡
	臨港道路	7 路線	3 km	-
橋梁	市道	882 橋	9,780 m	64,103 ㎡
	農道	25 橋	2,019 m	-
	林道	33 橋	328 m	-
	臨港道路	1 橋	23 m	-
トンネル	農道	2 箇所	325 m	-

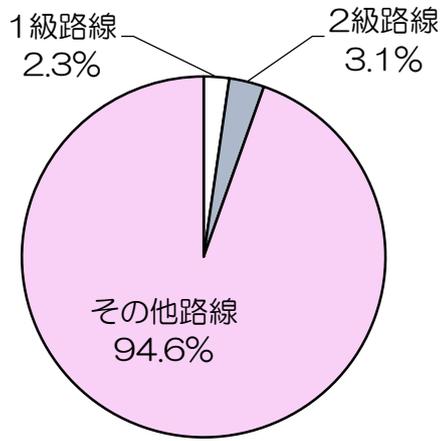
本市が管理する市道は、2,474 路線、総延長は1,357kmです。

路線数の割合は、1 級、2 級市道が合わせて5.4%、その他市道が94.6%となっています。

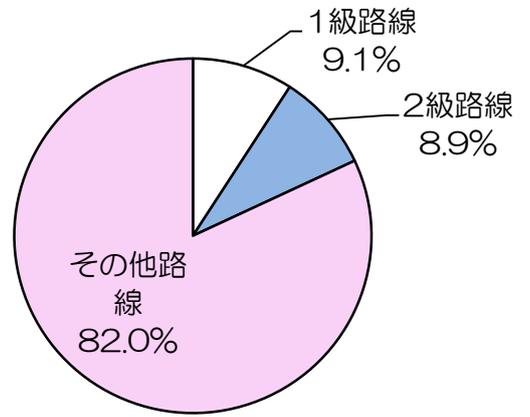
路線延長の割合は、1 級、2 級市道が合わせて18.0%、その他市道が82.0%です。

このように、その他市道は、全ての市道に対する路線数・延長の割合が高いですが、1 路線あたりの延長は短く、狭小で交通量が比較的少ない路線もあるので、適切な維持管理を図っていくことが重要となってきます。

路線数



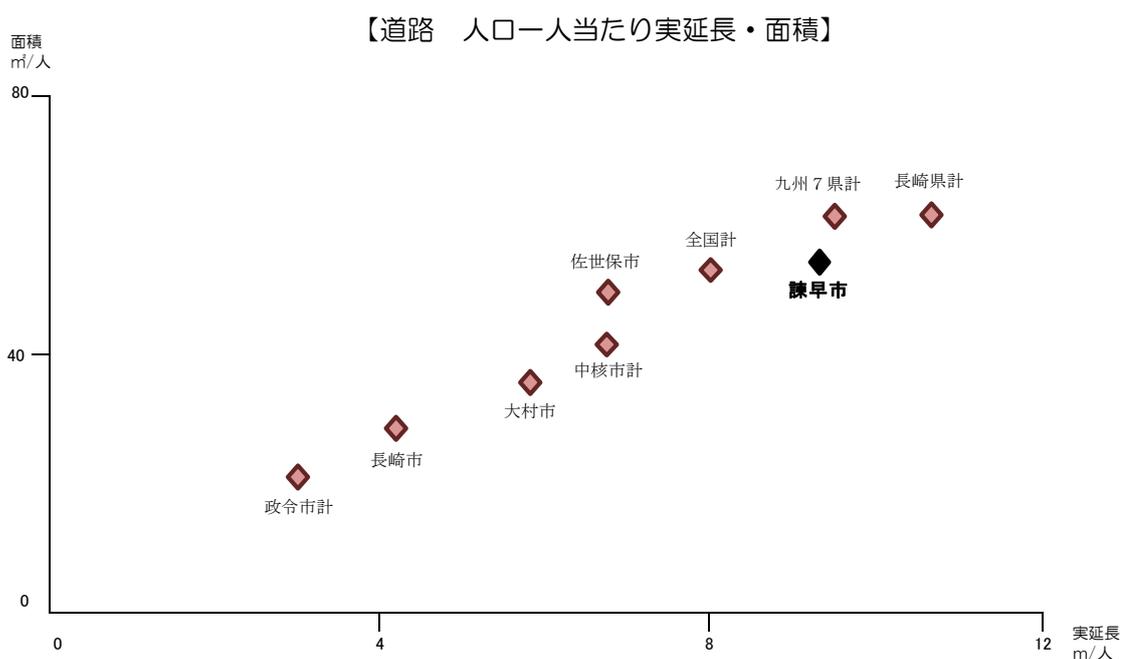
路線延長



出典) 諫早市道路台帳

イ 人口一人当たりの市道の延長・面積

総務省が実施している公共施設状況調（平成25年度決算値）に基づき、人口一人当たりの道路実延長や面積を他の自治体と比較すると、本市は、長崎県や九州7県の平均よりは小さいものの、県内主要市より大きく、全国平均を若干（延長で1.44m/人、面積で0.8㎡/人）上回っています。



出典) 平成22年国勢調査、公共施設状況調（平成25年度決算値）より作成

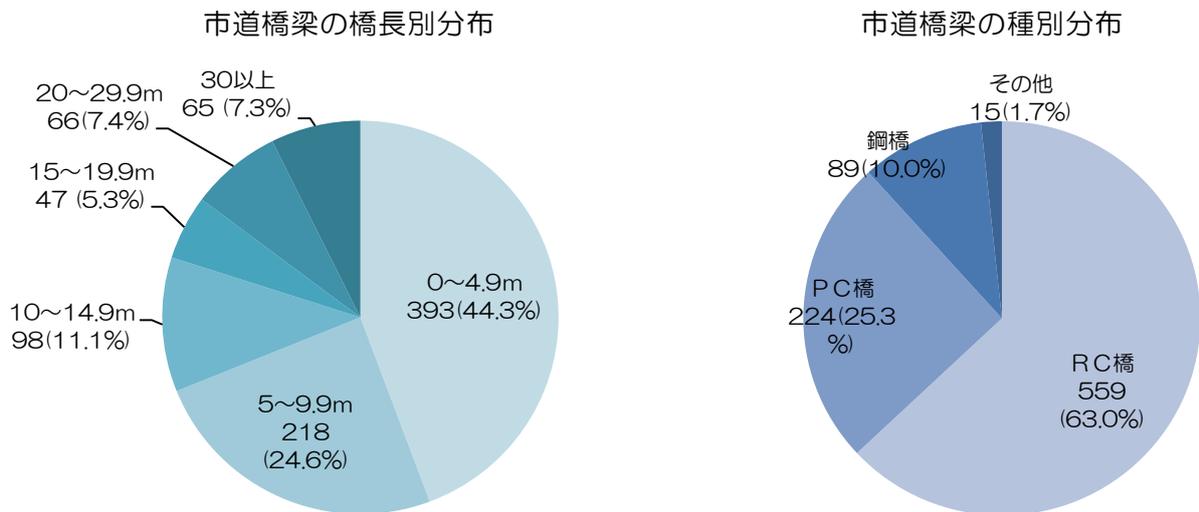
	人口一人当たり	
	実延長(m)	面積(㎡)
全国計(平均)	8.02	51.74
政令市計(平均)	3.09	21.80
中核市計(平均)	6.80	41.59
九州7県計(平均)	9.51	61.95
長崎県計(平均)	10.74	61.99
長崎市	4.21	27.94
佐世保市	6.82	48.69
大村市	5.92	36.31
諫早市	9.46	52.54

ウ 市道にかかる橋梁の橋長別分布、種別分布

市道にかかる橋梁は887橋ありますが、橋長別の分布をみると、15m未満の橋梁が80%を占めており、特に5m未満の小規模の橋梁が44%と多くなっています。

長崎県における15m未満の橋梁の割合は県内全体で、68%ですので、本市では比較的小規模の橋梁が多い状況となっています。

橋梁種別の分布をみると、RC橋^{※1}が最も多く、次いでPC橋^{※2}、鋼橋^{※3}の割合で存在しています。



※1 RC橋：橋桁などの主要部材に、RC（鉄筋コンクリート）が使われている橋

※2 PC橋：橋桁などの主要部材に、PC（プレストレストコンクリート※鋼線で補強したコンクリート）が使われている橋

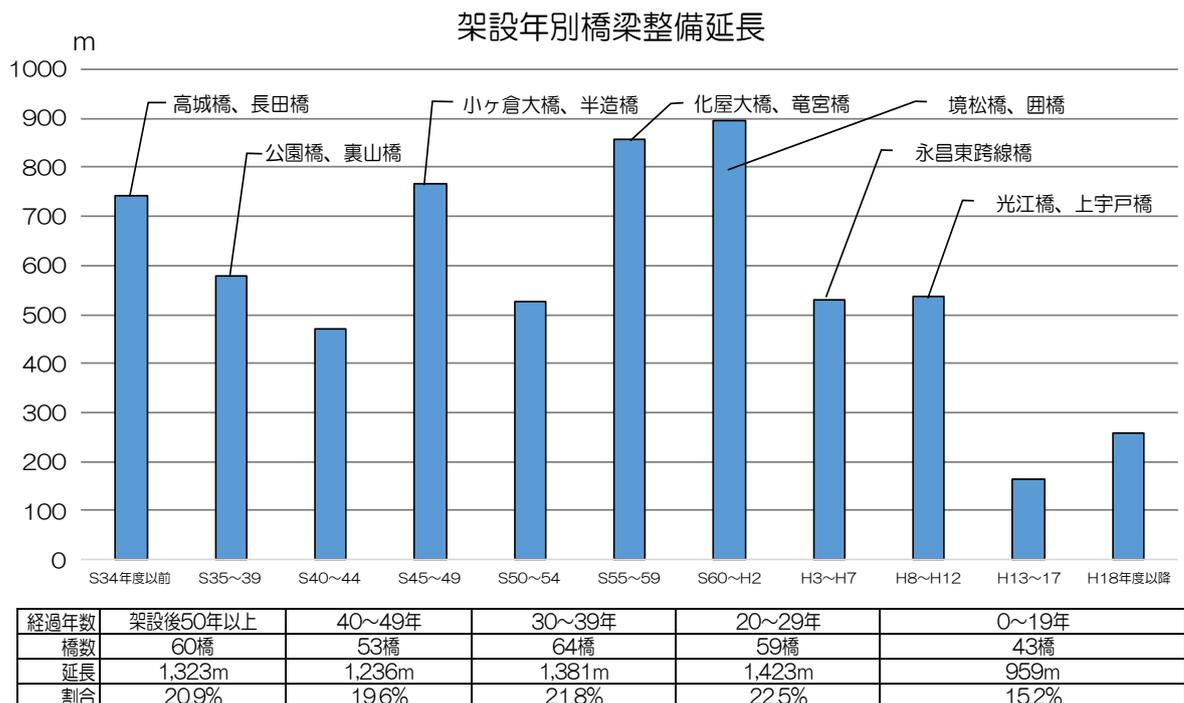
※3 鋼橋：橋桁などの主要部材に、鋼材が使われている橋

エ 市道にかかる橋梁の経過年数の推移

市道にかかる橋梁の架設年度の分布をみると、昭和60年から平成2年に整備のピークを迎え、その後新たな橋梁の架設は減少傾向になっていることがわかります。

また、架設年が判明している橋梁（279橋）のうち、平成27年度末時点で架設後50年※を超える橋梁は60橋で約21%の割合ですが、30年後にはこの割合が85%を占める見通しとなり、改修を要する橋梁が増加することが見込まれています。

なお、橋梁については、「諫早市橋梁長寿命化修繕計画」によって計画的な改修等の対応が進められています。



※ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく耐用年数：50年

(3) インフラ施設（上水道・下水道等）

ア 上水道施設

本市の上水道は、昭和2年の旧諫早町における水道事業の創設認可が事業の始まりであり、平成17年3月1日の1市5町の合併を経て、現在の給水人口は127,100人となっています。

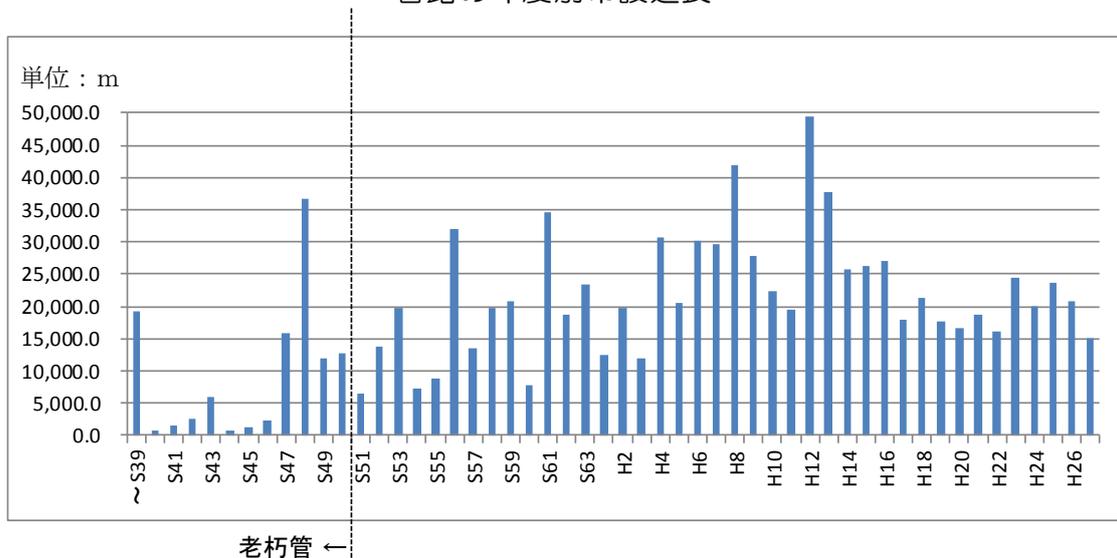
（平成28年3月末現在）

上水道施設には、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設があり、そのうち導水、送水、配水施設については、大部分が管路で構成されています。

管路全延長のうち、現在の老朽管*の延長は約111.6km、割合は11.3%となっています。

このような布設年度の古い管について、直近3箇年（H25～H27）では約30kmの更新を行っておりますが、今後は、一律に法定耐用年数を基に更新するのではなく、管の材質に応じて更新基準年数を設け、布設場所の地盤の状況なども勘案しながら、計画的な更新を検討します。

管路の年度別布設延長



(H28.3.31現在)

布設年度	～S40	S41～50	S51～60	S61～H10	H11～20	H21～	合計
延長(m)	19,853.4	91,776.5	150,085.3	323,802.4	259,623.2	138,570.8	983,711.6

昭和50年までに布設した111,629.9mが老朽管

管路の区分別総延長は、以下のとおりとなっています。

管区分別延長 (H28.3.31 現在)

上水道	区 分	延 長
	導水管	61,816.1m
	送水管	89,061.4m
	配水管	832,834.1m
	計	983,711.6m

※上水道の老朽管：40年を経過した管(地方公営企業法に基づく耐用年数)

導水管：取水施設で取り入れた原水を、浄水施設まで導く管

送水管：浄水施設で処理された浄水を、配水池等まで送る管

配水管：配水池から各家庭など、給水区域内に配水する管

イ 下水道施設

下水道施設は、昭和48年に西諫早ニュータウン地区で供用開始されたのが最初であり、上水道施設よりも比較的新しいことから、現在のところ老朽管※はありません。

汚水処理施設や中継ポンプ場等についても、現在のところ老朽化したものはありませんが、最も規模の大きい諫早中央浄化センターについて、施設の延命化を図るための改築事業に着手しており、そのほか汚水処理施設11箇所、中継ポンプ場2箇所について、順次改築事業を検討します。

管路の延長は、以下のとおりとなっています。

事業別管路延長 (H28.3.31 現在)

下水道	事 業	延 長
	公共下水道事業	531,557.0m
	集落排水事業	251,806.0m
	計	783,363.0m

※下水道の老朽管：50年を経過した管(総務省通知による下水管渠の耐用年数)

ウ 工業用水道施設

工業用水道施設は、供用開始年度が昭和62年度と最も新しいことから、現在のところ老朽管※はありません。

管路の延長は、以下のとおりとなっています。

管区分別延長

(H28.3.31 現在)

工業用水道	区 分	延 長
	導水管	18,916.0m
	送水管	20,300.1m
	配水管	1,805.0m
	計	41,021.1m

※工業用水道の老朽管：40年を経過した管(地方公営企業法に基づく耐用年数)

2. 人口の現況と課題

(1) 人口の推移と将来人口の推計

本市の人口は、国勢調査の結果によると、合併以前の旧1市5町であった平成12年の144,299人をピークとして、毎年減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」に準拠した将来推計では、今後も人口減少は続き、平成57年には人口が11万人を下回ることが見込まれています。

それに伴い、本市では、様々な事業の推進によって少子高齢化と人口減少の克服を目指す「第2次諫早市総合計画」及び「諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、平成28年3月に策定されました。

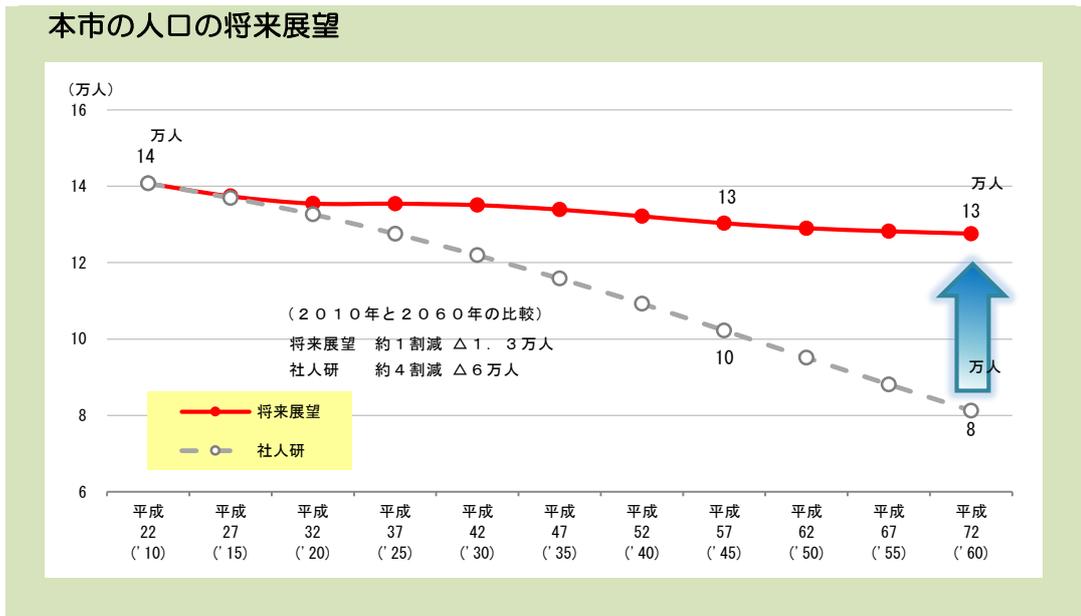
本計画である「諫早市公共施設等総合管理計画」での将来的な人口の設定については、これらの計画による将来の想定人口に準じて、30年後の人口を13万人程度と推計し、策定するものとします。

なお、今後の人口動向により、本市総合計画の想定人口に変更があった場合は、本計画の将来人口及び基本方針についても見直しを行うこととします。

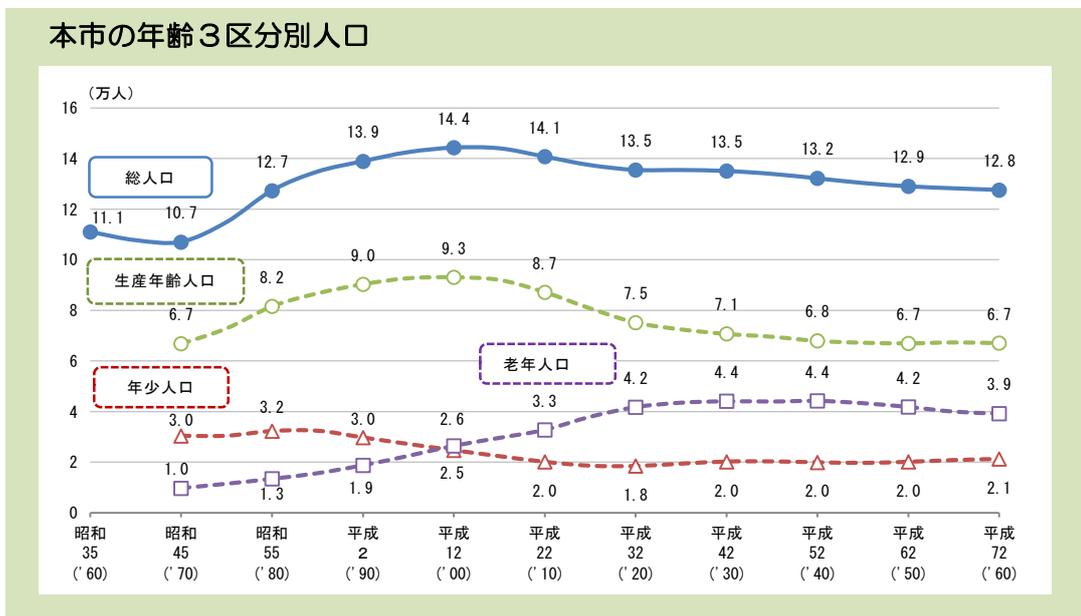
現在までの年齢構成の推移をみると、昭和から平成にかけて、年少人口と生産年齢人口は減少し続け、老年人口は増加する一方です。

また、公共施設等の整備が進んだ昭和40年代～60年代と現在では、市民の年齢構成が大きく変わっています。

【本市の想定人口】



出典) 諫早市長期人口ビジョン



出典) 諫早市長期人口ビジョン

(2) 地域別人口・世帯数の推移

平成17年と22年及び27年の国勢調査データに基づいた地域別の人口及び世帯数の推移は、人口については全ての地域で減少しています。

また、世帯数については、小長井地域など一部の地域を除き、増加傾向にあります。

	平成17年国勢調査				平成22年国勢調査				増減数(平成17年から平成22年)				
	総	人		世帯数	総	人		世帯数	総	人		世帯数	
		うち男性	うち女性			うち男性	うち女性			うち男性	うち女性		
諫早市	144,034	68,154	75,880	50,052	140,752	66,192	74,560	50,989	▲3,282	▲1,962	▲1,320	937	
内 訳	諫早地域	95,937	45,729	50,208	34,915	94,429	44,678	49,751	35,676	▲1,508	▲1,051	▲457	761
	多良見地域	16,969	7,924	9,045	5,747	16,499	7,687	8,812	5,867	▲470	▲237	▲233	120
	森山地域	6,002	2,823	3,179	1,778	5,753	2,669	3,084	1,774	▲249	▲154	▲95	▲4
	飯盛地域	7,900	3,699	4,201	2,455	7,639	3,606	4,033	2,505	▲261	▲93	▲168	50
	高来地域	10,801	5,068	5,733	3,261	10,410	4,891	5,519	3,320	▲391	▲177	▲214	59
	小長井地域	6,425	2,911	3,514	1,896	6,022	2,661	3,361	1,847	▲403	▲250	▲153	▲49
長崎県	1,478,632	691,444	787,188	551,530	1,426,779	665,899	760,880	558,660	▲51,853	▲25,545	▲26,308	7,130	

	平成22年国勢調査				平成27年国勢調査				増減数(平成22年から平成27年)				
	総	人		世帯数	総	人		世帯数	総	人		世帯数	
		うち男性	うち女性			うち男性	うち女性			うち男性	うち女性		
諫早市	140,752	66,192	74,560	50,989	138,078	65,029	73,049	51,897	▲2,674	▲1,163	▲1,511	908	
内 訳	諫早地域	94,429	44,678	49,751	35,676	94,011	44,559	49,452	36,374	▲418	▲119	▲299	698
	多良見地域	16,499	7,687	8,812	5,867	16,207	7,598	8,609	6,006	▲292	▲89	▲203	139
	森山地域	5,753	2,669	3,084	1,774	5,419	2,482	2,937	1,790	▲334	▲187	▲147	16
	飯盛地域	7,639	3,606	4,033	2,505	7,116	3,354	3,762	2,486	▲523	▲252	▲271	▲19
	高来地域	10,410	4,891	5,519	3,320	9,863	4,646	5,217	3,406	▲547	▲245	▲302	86
	小長井地域	6,022	2,661	3,361	1,847	5,462	2,390	3,072	1,835	▲560	▲271	▲289	▲12
長崎県	1,426,779	665,899	760,880	558,660	1,377,187	645,763	731,424	560,720	▲49,592	▲20,136	▲29,456	2,060	

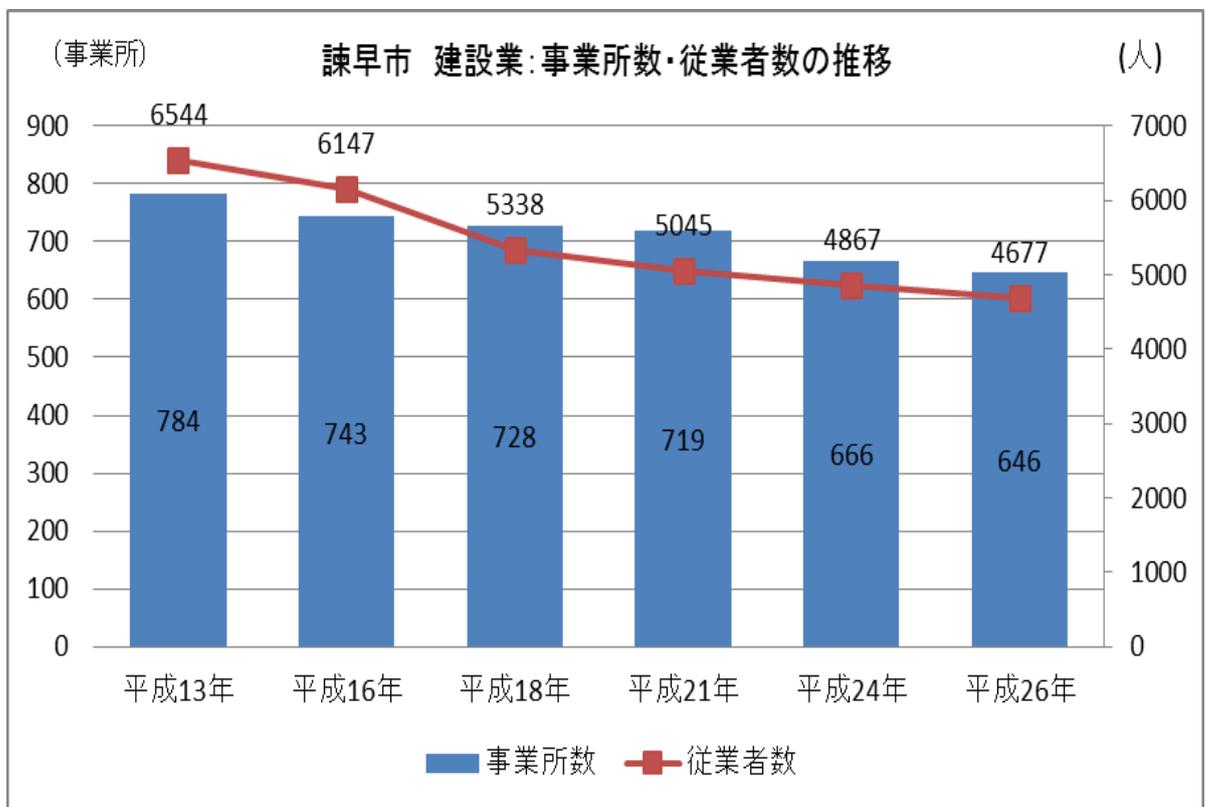
出典) 総務省統計局「国勢調査(都道府県・市町村別主要統計表)」

(3) 建設業（事業所数、従業者数）の推移

年少人口や生産年齢人口の減少は、公共施設等の維持管理に携わる人員の減少につながってきます。

下記のグラフは、本市における建設業の事業所数と従業者数の推移ですが、年々減少傾向が続いています。

こうした状況から、今後、公共施設等の更新や維持管理に関わる人材も不足していくことが考えられます。



出典) 総務省「平成13年、16年、18年事業所・企業統計調査結果」、「平成21年経済センサス-基礎調査結果」、総務省・経済産業省「平成24年、26年経済センサス-活動調査結果」

3. 財政の現状と課題

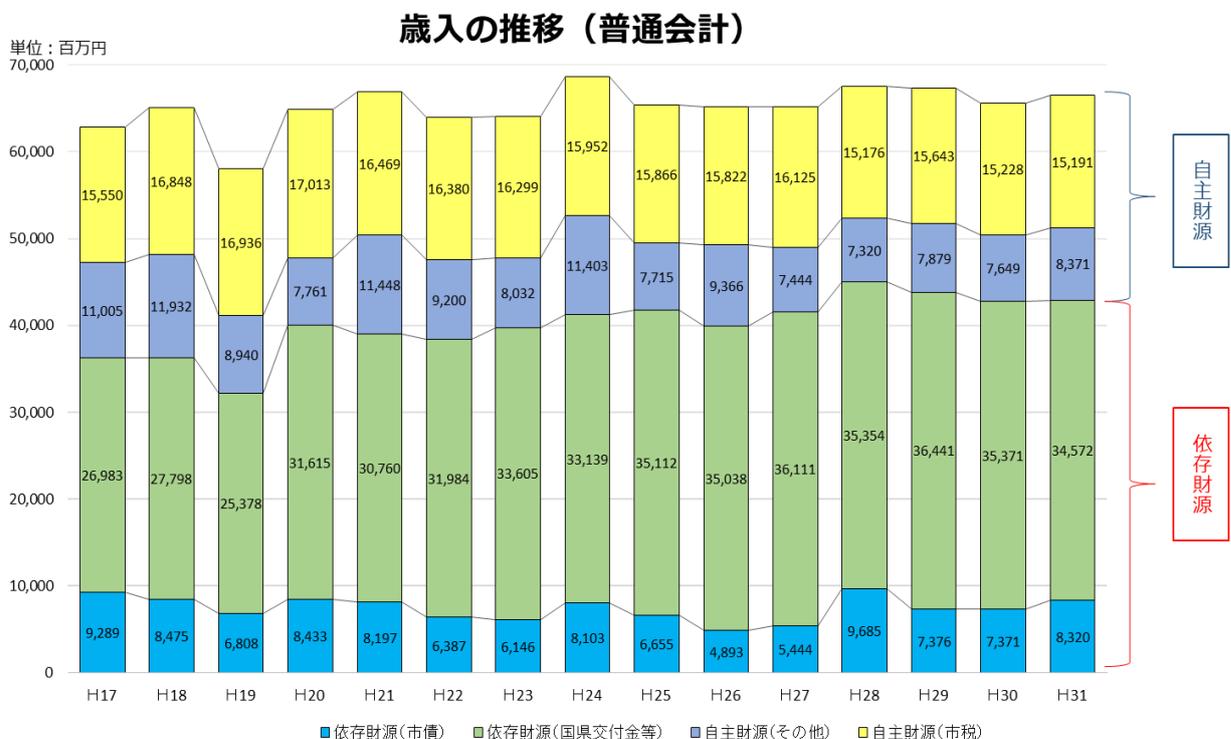
(1) 歳入の推移

本市の歳入については、自主財源である市税収入の割合は25%（平成27年度）と決して高い水準とはいえ、国や県からの交付金や支出金に大きく依存している状況です。

今後の見通しについては、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の減少や、平成27年度以降は、合併に伴う普通交付税の算定替えによる財政支援の減によって、財政状況は厳しさが増すものと想定されます。

普通交付税の算定替えとは、合併した市町村の普通交付税額が、合併しなかった場合に想定される交付額の合計額を、一定期間（当初10年間で、続く5年間は激変緩和措置が適用されます。）は下回らないようにする特例です。

これに伴い、本市では合併から10年を経過した平成27年度（合併11年目）以降、段階的に地方交付税額が縮減されることになっています。



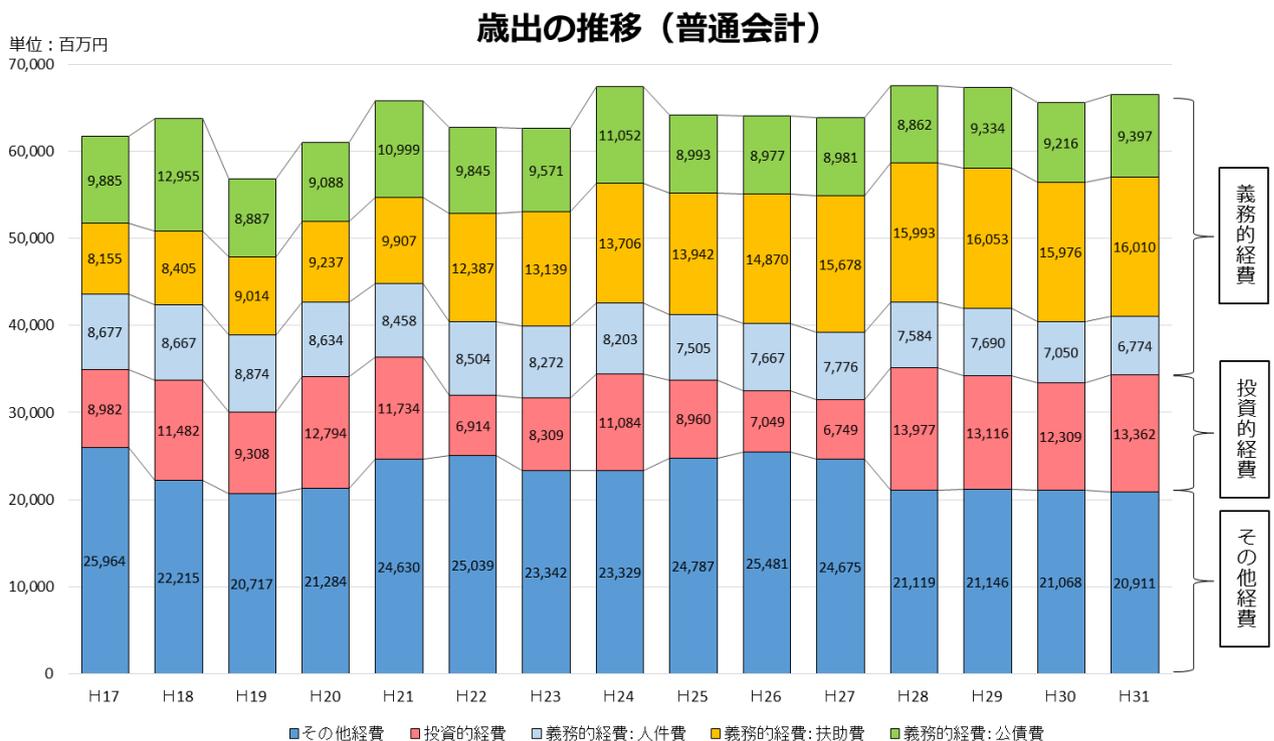
(※H27までは決算額、H28以降は見込み)

(2) 歳出の推移

一方、歳出については、社会保障費である扶助費の増加によって、歳出全体に占める義務的経費の割合が増加しており、今後の推計では、本市の歳出の約半分を占めるものと予想されます。

義務的経費のうち、扶助費については、平成26年度以降年当たり140億円を超え、また公債費については、平成24年度の約110億円をピークに90億円程度で今後推移する見込みです。

公共施設等の整備に充当される投資的経費については、今後も新幹線開業に向けた諫早駅周辺整備事業や久山港スポーツ施設整備事業など、比較的大規模な投資が継続される予定となっています。



(※H27までは決算額、H28以降は見込み)

(3) 公共施設等の更新費用の将来見通し

現在保有している建物及び道路・橋梁を対象に、耐用年数の経過後に同規模で更新したと仮定して、将来の更新費用を総務省の**公共施設等更新費用試算ソフト**を用いて試算^{※1}を行った結果、将来40年間における既存施設更新費用の年平均額は77.8億円となります。

過去5年間の公共施設等の整備・更新費用^{※2}の年平均額56.8億円と比較した場合、その差額は21億円となります。

※1 総務省の公共施設等更新費用試算ソフトによる更新は、公共施設については整備年度ごとの延床面積に更新単価を乗じることにより試算したものです。

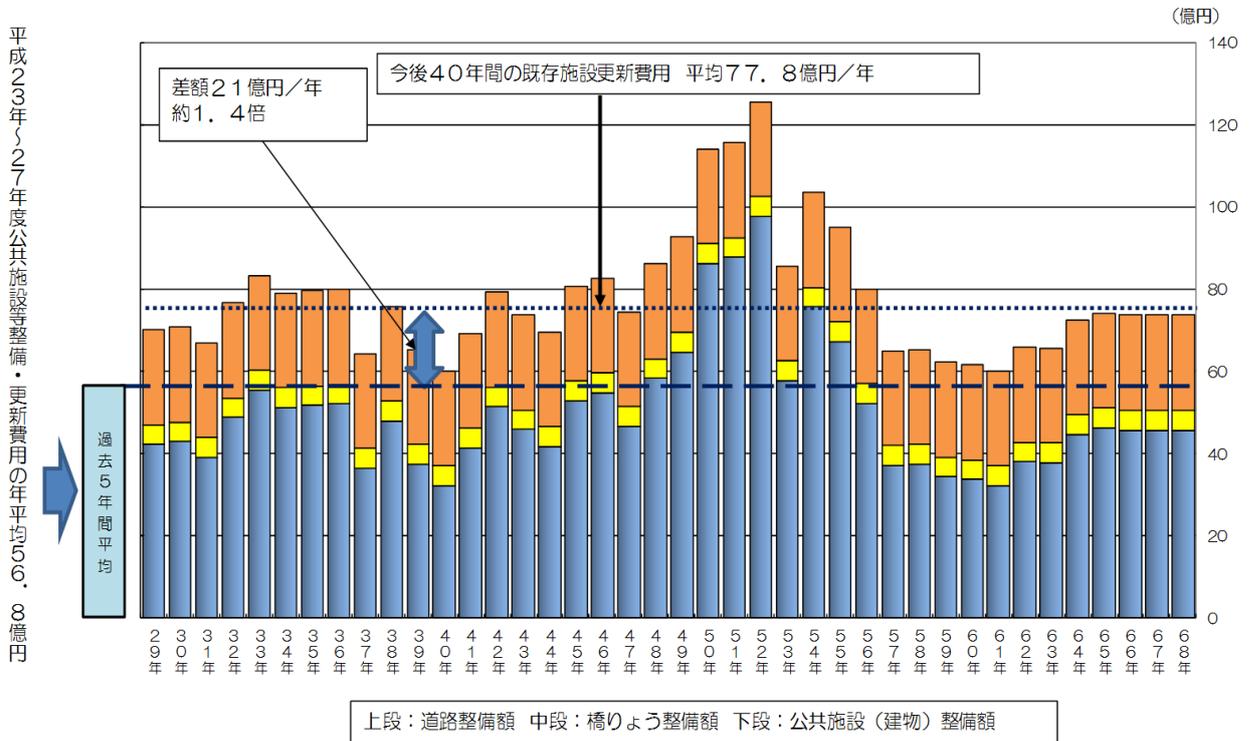
建築物の耐用年数は60年と仮定し、建築後30年で大規模改修を行い、その後30年使用した後に建替えると仮定しています。

(建築物の耐用年数：日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」に示されている標準的な耐用年数とされる60年を採用)

道路については、15年で舗装部分を更新、橋梁については、60年で更新すると仮定し、試算したものです。(舗装の耐用年数：法定耐用年数(10年)、舗装の一般的な供用寿命(12年~20年)を踏まえ、15年を採用)(橋梁：法定耐用年数である60年を採用)

※2 公共施設等の整備・更新費用とは、新規施設の整備費と既存施設の改修費用。

《総務省の公共施設等更新費用試算ソフトによる将来更新費用の試算結果》



4. 現状や課題に関する基本認識

前述の本市を取り巻く現状や、将来にわたっての見通し、公共施設等の状況などを分析した結果、以下のような課題が認識されます。

① 公共施設等の老朽化に伴う安全性の確保

公共施設等の整備状況を建築年度別に見ると、昭和40年代後半から、急増する人口に応じて学校教育施設をはじめとした多くの施設が整備され、その結果、保有する約半数の公共施設等が、今後30年の間に耐用年数を迎えることが予想されます。

これら多くの公共施設等の老朽化に伴い、人的被害等の危険性が高まっていくことが懸念されるため、点検による危険箇所等の早期発見に努め、事故防止対策を講じるなどして、安全性を確保することが重要となってきます。

② 公共施設等に係る財政負担の平準化

公共施設等の機能を適切に保つためには、維持補修に加え、経年劣化による老朽化対策のため、将来的に大規模な改修等が必要となりますが、市税収入の減少や扶助費の増加など厳しさが増していく財政状況のなかでは、施設の更新に充当できる財源には限界があり、現在保有する公共施設等を耐用年数経過後に一律に更新することは、今後の更新費用の試算結果からも財源上困難となることが推測できます。

このため、計画的な予防保全による改修の実施や、長期的視点に立った施設の長寿命化を図ることにより、将来の財政負担を平準化させていくことが重要となってきます。

③ 公共施設等に対する市民のニーズへの対応

今後の人口動向や少子高齢化に伴う年齢構成の変化などにより、公共施設等に求められる市民のニーズに変化が生じることが予測されます。

これまでも公共施設等の集約化・複合化及び機能再編などにより効率的な運営や有効活用を図ってきたところですが、時代の変化に伴い多様化する要望に対応していくためには、施設の有効活用の方策を継続的に検討していくことが必要となってきます。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する 基本的な方針

1. 計画期間

本計画は、将来の人口推計等の見通しを踏まえた長期的視点に基づき、市全体の公共施設等の管理に関する基本的な方向性を示すものであることから、将来の人口推計や費用等に関しては出来る限り長期間で分析・検討を行なっていきます。

また、本計画については、その実効性及び変化していく社会情勢に的確に対応するために、計画期間を平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等については、以下の方針による将来に向けた施設管理に努め、行政サービス水準の維持・向上を目指します。

【基本方針】

- 基本方針1 市民の安全・安心を守るための適切な施設管理の実施
- 基本方針2 計画的な改修による財政負担の平準化等
- 基本方針3 市民のニーズに即した有効活用、施設の現状に応じた多様な
検討

●基本方針1 市民の安全・安心を守るための適切な施設管理の実施

(1) 点検・安全確保の実施

①不測の事故などによるリスクを未然に防ぐために、日常点検・定期点検を徹底し、危険箇所や不具合箇所の早期発見や劣化状況の把握に努めます。

②劣化や危険性が認められた施設については、すみやかに修繕又はその他の安全対策を実施します。

- ③公共施設等の点検結果や修繕履歴を蓄積・管理することで、その後の修繕や更新における判断材料として活用します。

(2) 耐震化の実施

- ①公共施設（建物）については、災害時等の避難場所としても位置付けられている学校施設の耐震化は完了しましたが、他の公共施設（建物）についても、地震時における安全性確保のため、補強工事的必要性が認められた施設については耐震化を実施します。
- ②橋梁については、主要幹線に架かるものの耐震化を優先的に行い、その後も計画的に実施します。
- ③上水道施設、下水道施設については、基幹施設・基幹管路及び病院等の重要施設へ通じる管路などの耐震化を優先的に行い、他の施設については更新の時期等を考慮しながら計画的に実施します。

(3) 防災・減災対策の実施

地域防災計画で避難場所として指定された公共施設（建物）については、機能確保の観点から、平常時も適切な管理に努めます。

●基本方針2 計画的な改修による財政負担の平準化等

(1) 予防保全改修の実施

公共施設等の現状や修繕周期を踏まえ、計画的な予防保全的改修を行い、維持管理コストの削減を図ります。

(2) 長寿命化改修の実施

長期的な視点に立った施設の長寿命化を計画的・効率的に行い、大規模改修や建替え等による更新コストの一定期間への集中的な増大を防ぎ、財政負担の平準化を図ります。

●基本方針3 市民のニーズに即した有効活用、施設の現状に応じた多様な検討

(1) 市民のニーズに即した有効活用

少子高齢化の進展に伴う年齢構成の変化などにより、公共施設（建物）に求める市民のニーズも変化することが想定されるので、必要に応じて、用途変更^{※1}や目的外使用なども検討し、既存施設の有効活用を図ります。

(2) 施設の現状に応じた多様な検討

利用状況が著しく低下した施設又は老朽化が進んだ施設については、地域の実情や住民の意見を踏まえて、機能の集約化^{※2}、複合化^{※3}若しくは更新^{※4}や廃止を検討します。その結果、不要となった施設については用途廃止を行い、貸付け、若しくは譲渡し、又は除却します。

※1 用途変更：本来の施設の目的や用途を変更し、使用すること。

※2 集約化：複数の同一の機能をもった施設を、ひとつの施設に集約すること

※3 複合化：別々の機能をもった施設を併せ、ひとつの複合施設とすること

※4 更新：耐用年数経過後に既存施設と同規模に建替えること。

第4章 個別施設計画の策定に関する基本的な方針

個別施設計画は、本計画の考え方を踏まえ、平成32年度までに策定することとし、その期間は10年間とします。

対象施設は、公共施設等の施設類型ごとの対象施設一覧表に該当する全ての施設で、「施設類型」又は「主な施設」ごとに策定します。

なお、既に各担当部局で策定済みの長寿命化計画等^{*}については、これを個別施設計画として位置付けます。

- ※ 平成29年3月31日時点で策定済の個別施設計画
 - 「諫早市営住宅長寿命化計画」
 - 「諫早市橋梁長寿命化修繕計画」
 - 「諫早市林道施設長寿命化計画」
 - 「諫早市地域水道ビジョン」
 - 「諫早市下水道経営戦略プラン」

公共施設等の施設類型ごとの対象施設※

【公共施設】

施設類型	主な施設
学校教育施設	小学校、中学校、幼稚園、給食施設
市営住宅	公営住宅、特定公共賃貸住宅、単独住宅
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設、レクリエーション施設、観光施設、保養施設
社会教育施設	文化会館、集会施設、図書館
庁舎等	庁舎、消防施設、水防倉庫、その他
環境施設	斎場、墓園、処理施設、その他
福祉施設	子育て支援施設、社会福祉施設、老人福祉施設、老人保健施設、障がい者体育館、保健施設
農林水産施設	畜産施設、漁港施設、排水機場、その他
商工施設	事務所、訓練校
生活交通施設	バス停、駐輪場
公園施設	トイレ、管理棟等
その他	普通財産（建物）等

【インフラ】

施設類型	主な施設
道路	市道、農道、林道、臨港道路
橋梁	市道、農道、林道、臨港道路
トンネル	農道
上水道	導水管、送水管、配水管、上水道施設
下水道	公共下水道施設、集落排水施設
工業用水道	導水管、送水管、配水管、工業用水道施設

※ この分類は大まかな施設類型と対象施設を示した一例であり、個別施設計画を策定する施設類型を詳細に定めたものではありません。

第5章 計画の推進及び進行管理

①計画の取り組み

本計画の推進にあたっては、全庁的にその意義や方向性に対して共通認識を持ち、公共施設等に関する情報の共有化を図りながら、関係部局が連携・協力して取り組みます。

②民間活力の導入、各種団体との連携

限られた予算や人材の中で、安全性や利便性を維持・向上していくため、施設や地域の特性などを考慮し、PPP※手法の活用や、地域社会など多様な主体との連携による広域的・効果的な管理を検討します。

※ 指定管理者制度や民営化など、行政、民間、市民などが、多様な形で連携し協力して公共サービスの提供を行う仕組み。

③フォローアップの実施

本計画は、長期的な取組となるため、社会情勢の変化や財政見込み、公共施設等の状態に合わせて適宜見直しを行います。

また、本市総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略といったまちづくりに関する計画との整合性を図ります。

諫早市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 8 月

諫早市財務部契約管財課

〒854-8601 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号

電 話：0957-22-1500（代表）

FAX：0957-22-2588